

小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

がん患者等に対する治療が、主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下もしくは失われる場合があり、胚(受精卵)、未受精卵子、卵巣組織、精子を採取して長期に凍結保存する妊孕性温存療法が行われている。

本検討会においては、若いがん患者等が希望をもって病気と闘い、将来子どもを持つことの希望を繋ぐ取り組みの全国展開を目指して、妊孕性温存療法に係る費用負担の軽減を図りつつ、妊孕性温存療法の有効性等に係る研究を促進する方策等について検討する。

2. 検討事項

- (1) 対象者の要件について
- (2) 実施医療機関の要件について
- (3) 妊孕性温存療法の有効性等の検証について
- (4) その他、座長が必要と認める事項

3. その他

- (1) 本検討会は厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- (5) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、公開することが適切でないと座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (6) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- (8) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法に関する検討会
構成員名簿

荒木 暁子	公益社団法人日本看護協会常任理事
市川 智彦	千葉大学泌尿器科学 教授
大須賀 穰	東京大学産婦人科学 教授
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事
岸田 徹	NPO 法人がんノート 代表理事
清水 千佳子	国立研究開発法人 国際医療研究センター病院 がん総合診療センター 副センター長
鈴木 直	聖マリアンナ医科大学産婦人科学 教授
中澤 よう子	神奈川県 健康医療局 医務監
中島 貴子	京都大学医学部附属病院 次世代医療・iPS 細胞治療研究センター 教授
松本 公一	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 小児がんセンター長
御船 美絵	若年性乳がんサポートコミュニティ Pink Ring 代表
村上 節	滋賀医科大学産婦人科学 教授
馬上 祐子	小児脳腫瘍の会 代表
森本 義晴	HORAC グランフロント大阪クリニック 院長
吉村 泰典	慶應義塾大学 名誉教授 福島県立医科大学 副学長

(五十音順・敬称略)